

第七回国会 内閣委員会 議録 第十四号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 静君 理事 小川原政信君

理事 丹羽 彪吉君 理事 鈴木 義男君

理事 木村 榮君

尾關 義一君 小淵 光平君

佐藤 榮作君 高橋 英吉君

玉置 信一君 藤枝 泉介君

出席國務大臣

厚生大臣 林 護治君

出席政府委員

賠償政務次官 寺島隆太郎君

賠償庁次長 石黒 四郎君

行政管理庁次長 大野木克彦君

厚生事務官(保険局長) 安田 巖君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

三月三十一日

委員坪川信三君、根本龍太郎君、水田三喜男君及び山口六郎次君辭任につき、その補欠として小淵光平君、尾關義一君、高橋英吉君及び藤枝泉介君が議長の指名で委員に選任された。

同日

丹羽彪吉君及び木村榮君が理事に補欠当選した。

三月三十日

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

同日

三月三十一日

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

同日

三月三十一日

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

同日

三月三十一日

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

同日

三月三十一日

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

同日

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付)

○鈴木委員 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、お諮りいたしたいことがあります。理事でありました木村榮君が二月十日委員を辞任され、二月二十一日再び委員に補欠選任いたされ、また丹羽彪吉君が三月十四日委員を辞任せられ、三月十五日再び委員に補欠選任いたされました。

つきましては、理事の補欠選任を行いますと存じますが、理事の補欠選任は、委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければ、木村榮君、丹羽彪吉君を理事に御指名いたします。

○鈴木委員 これより本日の日程に入りますが、本日はまづ昨日日本委員会

に付託になりました賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案について、政府より提案理由の説明を求めます。寺島政務次官。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第一條第五号から第七号までを第六号から第八号までとし、第四号の次に第五号として次の一号を加える。

五 賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理に関する事項

同條に第九号として次の一号を加える。

九 略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理に関する事項

第六條中「第四号」を「第五号」に改める。

第七條中「第五号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。

第八條第二項中「第一條第七号」を「第一條第八号」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○寺島政務次官 賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案の提案理由につ

きまして、簡単に御説明申し上げたいと存じます。

従来賠償施設処理費及び賠償施設処理収入、並びに掠奪物件返還費及び掠奪物件返還にかかわる特殊財産処理収入は大蔵省所管でありまして、同省理財局の予算として計上され、また同局においてその経理を行つて来たのであります。これはこれらの予算が終戦処理費とともに、多分に特殊性を有しております。当初においては、一般予算とは異なる取扱いをなし、大蔵省で所管するのが適當であると認められたからであります。しかしながらその後業務自体の進捗が、今日に至りますと、その予算業務も逐次軌道に乗り、かつ事務も單純化されて参りましたので、今大蔵省のみならずこれを所管する理由が稀薄となつた次第であります。そこでこのたび右予算及びこれに伴います経理を、その業務の主務官庁である賠償庁に移管しまして、業務の主管と予算の主管とを直結する予算經理の本則を實現いたし、もつて事務の簡易化及び能率化をはかることになした次第であります。このような趣旨に従ひまして、すでに昭和二十五年度予算案においては、右予算を總經理所管であります賠償庁の部局予算として計上いたすとともに、昭和二十三年法律第三号賠償庁臨時設置法に所要の改正を加える必要が生じたので、ここに本法案を提案した次第であります。何とぞ本案については慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

○鈴木委員 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。御質疑はありますか。

〔ごさいませんと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 別に御質疑がなければ、この際本案に対する修正案が提出されておりますので、提出者より説明を求めます。小川原政信君。

○小川原委員 この賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案の一部を、次のように修正したいと思つております。即ち修正したいと思つております。即ち修正したいと思つております。即ち修正したいと思つております。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。かように修正したいと思つております。

○鈴木委員 これにて修正案の趣旨説明は終了いたしました。

これより討論に入りますが、討論はいかがいたしましたでしょうか。共産党からは反対の申出があります。

〔欠席(省略)と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 それでは討論を省略いたします。これより採決に入ります。まず修正案について採決いたします。本修正案について賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本案はただいまの修正案通り修正議決いたしました。

○鈴木委員 次に、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案を議題といたし、質疑に入ります。御質疑はありますか。別に御質疑がなければこれより討論に入りますが、討論はいかがいたしましたでしょうか。共産党の木村君より反対の旨申出がござります。

〔出席がないから省略と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 それでは討論はこれを省略いたし、ただちに採決いたしました。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員 次に国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。御質疑がなければ、この際委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨説明を求めます。小川原政信君。

○小川原委員 国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を、次のように修正したいと思つております。

第二十条の改正規定を次のように定める。

第二十条 第七條の局、部及び課には、それ、左の長を置くものと

局長
部長
課長

第七條の官房若しくは委員会の事務局に長を置く場合又は同條の官房、局若しくは部又は庁若しくは委員会の事務局に次長若しくはこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならない。府及び省にその所掌事務の一部を總轄整理する職を置く場合も、また同様とする。

第二十二條の次に次の一條を加える。

〔組織上の職名〕
第二十二條の二 この法律の規定に基づく職には、職階制による職級の名称の外、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。

附則第二十四條の二に關する部分を次のように改める。

附則第二十四條の二中「昭和二十五年五月三十一日」を「昭和二十六年五月三十一日」に改め、同條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

第二十条の規定は、前二項の規定により部又は局を置く場合に、準用する。

○鈴木委員 これにて修正案の提案理由の説明は終了いたしました。御質疑はありますか。

○鈴木委員 第二十条の第二項の「法律の定めるところによらなければならない」というのは、当然のことですが、当然のことを規定するのですか。

○小川原委員 これは新たに事務局に長を置く場合、こういうふうに入るといふことになるのでありまして、さういふ修正したい、さういふのでござります。

○鈴木委員 他に質疑がなければ、討論はいかがいたしましたでしょうか。

〔省略と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 それでは討論を省略いたし、これより採決に入りますが、まづ修正案について採決いたします。本修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。本日採決いたしました三案に關する委員会報告の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければさうとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次会は来る四月五日午後一時より開会いたします。

午前十一時五十分散会

〔参照〕

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査

会の設置に關する法律案（内閣提出）に關する報告書
賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書